

後見・相続（民法）の世界から 『家族信託』による『契約』 (信託法) の世界へ

愛や絆だけでは越えられない壁も『家族信託』なら越えられる…!!

講師紹介

これからの相続対策（最近耳にする信託とは？？）

水谷 武志 氏 水谷司法書士事務所 代表司法書士

建築士を目指すも途中で断念。運送業、携帯会社の苦情処理センター、コンビニ店員、テレアポ等職を転々しながら、司法書士という職業を知り受験を決意。平成23年合格。受験時代より勤務して某司法書士法人の大坂代表を経て、平成27年南森町に水谷司法書士事務所として開業。主に、相続、登記業務をメインに取扱う。遺言、成年後見人制度を補える信託制度に興味をもち勉強を開始。直近でも、相続対応、不動産の共有問題等で信託制度の手続きを対応中。

三矢 清史 氏 スリーアローズ税理士事務所 代表税理士

相続、不動産等に特化した税理士として活動しており、事前の相続対策に特に力を入れている。また、日本経済新聞社主催相続事業承継フォーラムで3年連続講師を勤めるなどセミナー実績も豊富。

事例

- ◎財産所有者が「認知症」になったときに、後見人に財産管理を任せると実質的に財産が「凍結状態」となってしまうことを危惧している。
- ◎収益不動産を多数管理しており、そろそろ子に権限を委譲して楽になりたい。
しかし、贈与や譲渡による「課税の問題」を解決したい。
- ◎先祖代々の財産を「直系血族のみに継承させたい」が、遺言では「一代限りの効力」しかないので、他に有効な方法はないだろうか？

お申し込みはライフプランナーまで御連絡ください

【開催】2016年6月9日（木）18：00～20：00

【会場】グランフロント大阪 タワーA28階
プルデンシャル生命保険株式会社 28階セミナールーム
大阪市北区4-20グランフロント大阪タワーA28階

担当LP：